

平成 26 年 6 月 26 日	策定
平成 27 年 7 月 27 日	変更
平成 28 年 3 月 17 日	変更
平成 29 年 3 月 28 日	変更
平成 29 年 12 月 27 日	変更
令和 2 年 6 月 3 日	変更
令和 3 年 2 月 3 日	変更
令和 4 年 3 月 16 日	変更
令和 4 年 9 月 28 日	変更
令和 5 年 5 月 2 日	変更
令和 6 年 8 月 5 日	変更
令和 7 年 1 月 28 日	変更
令和 7 年 3 月 28 日	変更

与謝野町農業振興地域整備計画書

京都府与謝野町

与謝野町農業振興地域整備計画書 目次

第 1	農用地利用計画.....	1
1	土地利用区分の方向.....	1
(1)	土地利用の方向.....	1
ア	土地利用の構想.....	1
イ	農用地区域の設定方針.....	3
(2)	農業上の土地利用の方向.....	5
ア	農用地等利用の方針.....	5
イ	用途区分の構想.....	6
2	農用地利用計画.....	7
第 2	農業生産基盤の整備開発計画.....	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
2	農業生産基盤整備開発計画.....	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	9
4	他事業との関連.....	9
第 3	農用地等の保全計画.....	10
1	農用地等の保全の方向.....	10
2	農用地等保全整備計画.....	10
3	農用地等保全のための活動.....	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画..	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	12
(2)	農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	13
2	持続可能な農業経営及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第 5	農業近代化施設の整備計画.....	15
1	農業近代化施設の整備の方向.....	15
2	農業近代化施設整備計画.....	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	16

4	森林の整備その他林業振興との関連.....	16
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	17
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第8	生活環境施設の整備計画.....	18
1	生活環境施設の整備の目標.....	18
2	生活環境施設の整備計画.....	18
3	森林整備その他林業の振興との関連.....	18
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	18
第9	附図.....	19
 別記 農用地利用計画		

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の概況

本町は、京都府北部、日本海に面した丹後半島の背骨にあたる丹後山地の緑の尾根を背景として、加悦地域・岩滝地域・野田川地域で構成され、南は福知山、東は宮津市、北は京丹後市などに接している。

大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立を望む阿蘇海へと臨んでいる。

与謝野町総面積 108.30km² の土地に約 19,000 人が暮らしており、東西約 14km、南北約 20kmの盆地状の谷間に町並みや集落がまとまっている。

(イ) 土地利用の構想

「第2次与謝野町総合計画後期基本計画（令和5年度～令和8年度）」においては、本町が目指す未来像を実現するため、分野ごとに基本的な考え方が次のとおり定められている。

分野1 産業・仕事 一人ひとりが個性を活かし安心して働けるまち

時代に合わせて「変化すること」、培ってきた知恵・技・資源を最大限に活用し互いに共創しながら変化に「挑戦すること」、そして、それをまちのみんなで「応援すること」で人材を育み、「一人ひとりが個性を活かし安心して働けるまち」を目指します。

分野2 観光・交流・移住定住 地元を誇りに想い人の流れを生むまち

このまちや暮らす人々に関心を寄せる関係人口を世界中に多く生み出し、移住者やUターン者が増え、まちがにぎやかで活気あふれるよう、「地元を誇りに想い人の流れを生むまち」を目指します。

分野3 健康・福祉 みんなが自分らしく幸せに生きるまち

心と体が健康であれば、個人の生活の質を維持・向上できるだけでなく、人を思いやる余裕がもて、多様性を受け入れること・人とつながること・誰かを助けることもでき、まちの元気にもつながります。まずは一人ひとりが心身ともに健康になり、地域とつながることで、「みんなが自分らしく幸せに生きるまち」を目指します。

分野4 子ども・子育て つなかりで笑顔を未来につむぐまち

将来、みんなに愛されながら育った子どもたちが、このまちで結婚・出産・子育てをして未来の世代へ笑顔をつないでいきたいと思える「つなかりで笑顔を未来につむぐまち」を目指します。

分野5 教育・スポーツ・文化 魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち

自ら学び続ける力と故郷を思い続ける心を併せもち、「学んだことを社会に活かす」「仕事がないなら作り出す」という意欲あふれる人財や、活躍の場が世界のどこであったとしても、故郷への想いによって、いつまでも故郷とのつながりを大切にできる人財を育成し、「魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち」を目指します。

分野6 環境・暮らし 美しくて住みやすい安心安全なまち

このまちならではの風景を作り出し、人々の生活や産業の基盤となる豊かな自然環境を未来の世代につないでいかなければなりません。そのためには、身近な暮らしから、地球にやさしい環境づくりへとつながる行動をしていく必要があります。また、道路、水道などの生活基盤や森林が維持・整備され、空き家も有効に活用されるなど、誰にとっても快適でくらしやすいまちであることが求められています。さらに、近年増加している自然災害への対応や犯罪被害への対応などにも取り組み、「美しくて住みやすい安心安全なまち」を目指します。

農業振興地域内における用途間の移動の構想は次表のとおりであるが、優良農地については努めて保全を図るものとする。

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R6年度)	1,100	40.6	2.8	0.1	307.3	11.5	341.3	12.7	67.4	2.5	862.2	32.6	2,681	100
目標	1,100	40.6	2.8	0.1	307.3	11.5	341.3	12.7	67.4	2.5	862.2	32.6	2,681	100
増減	0		0		0		0		0		0		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1100ha のうち、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の、a～c に該当する農用地 775.0ha について農用地区域を設定する方針である。

・農用地区域としない地域、地区及び施設にかかる農用地

地域、地区及び施設等の 具体的名称または計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	

・集落区域内に介在する農地

地域名	該当集落数
加悦地域	10
岩滝地域	2
野田川地域	7

・自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

・ その他

住宅・商工業用地としての利用が望ましい農用地

a 集団的に存在する農用地

b 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて設定する。

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積（ha）	土地改良施設等の種類
計			

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ア）において、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

2.8ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等については、利用計画が現時点ではないため、農用地区域の設定はしないものとする。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域の現況農用地は **772.2ha** である。

本町は、低湿地という自然条件と織物業などの兼業化から、水稻を中心とする農業が営まれてきたが、近年は施設園芸を取り入れた複合経営が定着している。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

後継者・担い手不足を要因とする遊休農地の発生と対策は喫緊の課題となっており、農地を認定農家などの担い手に有効に集積する対策や山際などの耕作条件不利農地の保全対策が必要となっている。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手による情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を図る。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

単位：ha

区 分 地域名	農 地			採草牧草地			混牧林地			農 業 用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況 (R6)	将来	増減	現 況 R 6	将 来	増 減	現 況 R 6	将 来	増 減	現 況 R 6	将 来	増 減	現況 (R6)	将来	増減	現 況
加悦	411.3	411.3	—	—	—	—	—	—	—	1.1	1.1	—	412.4	412.4	—	—
岩滝	40.7	40.7	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	—	40.8	40.8	—	—
野田川	320.2	320.2	—	—	—	—	—	—	—	1.6	1.6	—	321.8	321.8	—	—
計	772.2	772.2	—	—	—	—	—	—	—	2.8	2.8	—	775.0	775.0	—	—

イ 用途区分の構想

(ア) 加悦地区

算所・加悦・後野集落の周辺の農地は、野田川より東側は基盤整備された平坦農地であり、引続き優良農地として確保する。また、野田川より西側についても、宅地化も進んでいるが、地域開発に必要な用地を除き、引続き優良農地として確保する。

加悦奥集落の農地については、加悦奥公民館より西側の農地を優良農地として確保する。

(イ) 与謝地区

金屋集落の農地は、ほとんど基盤整備が完了しており、国道 176 号沿いでの地域開発に必要な用地を除く農地については、引続き優良農地として確保する。

滝・与謝集落の農地は、山間地を除き基盤整備がほぼ完了しているため、ほ場整備未実施の山間地の農地や地域開発に必要な用地を除き、引続き優良農地として確保する。

(ウ) 桑飼地区

温江集落の農地は、ほとんど基盤整備が完了しており、国道 176 号等の道路沿いで地域の活性化に必要な用地を除き、引続き優良農地として確保する。

明石集落の農地は、ほ場整備された水田が野田川の東側に集団的に展開しているが、国道 176 号沿いの地域開発に必要な用地、今後山林化が進むと思われるほ場整備未実施の農地を除き、引続き優良農地として確保する。

香河集落の農地は、山間地を除きおおむね基盤整備が完了しており、出来る限り優良農地として確保する。

(エ) 石田・弓木地区

府道弓木岩滝線と野田川との間の農地と、府道弓木岩滝線より山手の農地、石田地区の町道菖蒲線沿いから山際の農地は、基盤整備が進んでおり、引続き優良農地として確保する。

(オ) 男山地区

男山川、三田川水系及びその支流域に属する農地は、基盤整備の完了は一部であるが、引続き優良農地として確保する。

(カ) 三河内地区

野田川及び奥山川の流域に属する平坦部の農地については、基盤整備がほとんど完了しており、引続き優良農地として確保する。

(キ) 岩屋地区

岩屋川の流域を主とする農地は、未整備地であるため機械化に制約を受けているが、今後、基盤整備の促進を図りながら、引続き優良農地として確保する。

(ク) 市場地区

野田川及び岩屋川の流域に属する農地については、基盤整備がほとんど完了しており、引続き優良農地として確保する。

(ケ) 山田地区

野田川、岩屋川及び水戸川の流域に属する平坦部の農地については、基盤整備がほとんど完了しており、引続き優良農地として確保する。

(コ) 石川地区

野田川及び香河川の流域に属する平坦部の農地については、基盤整備がほとんど完了しており、引続き優良農地として確保する。

奥山川流域の農地については、未整備地であるため機械化に制約を受けているが、今後、基盤整備の促進を図りながら、引続き優良農地として確保する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町は、低湿地という自然条件と織物業などの兼業化から、水稻を中心とする農業が営まれてきたが、近年は施設園芸を取り入れた複合経営が定着している。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

本町の基盤整備はほぼ完了しており、今後は施設の更新を行い、生産性の向上を図る。

また、農地の集積は一定図られているが、土地の賃貸借が農家と地主の間で個別に行われてきた経過から、結果として耕作地が点在していることも多く、今後、効率的な農地利用に向けて改善していくことが必要である。

今後の計画は、老朽化するファブリ井堰などの基幹的施設の計画的な改修・更新を行っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農地耕作条件改善事業	ファブリ袋体の更新 (井原堰)	石川 (亀山)	18.7	①	
農村整備事業	農道橋の更新 (組ヶ丘橋)	温江	14.4	②	
農地耕作条件改善事業	ファブリ袋体の更新 (周津堰)	石川 (中地)	4.9	③	
農地耕作条件改善事業	ファブリ袋体の更新 (坂根堰)	四辻	8.3	④	
農地耕作条件改善事業	ファブリ袋体の更新 (明石堰)	算所 ・ 明石	56.4	⑤	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の面積の 76%を占める森林は、国土の保全、地球温暖化の防止、水源かん養、自然環境保全、景観形成、いやしの提供などの多面的機能の発揮を通じて生活に恩恵をもたらしてくれている。こうした恩恵を未来に引き継ぐためにも森林を守り育てることが必要であるとともに、森林の持つ多面的機能を林業の活性化につなげていく必要がある。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

後継者・担い手不足を要因とする遊休農地の発生と対策は喫緊の課題となっており、農地を認定農業者などの担い手に有効に集積する対策や山際などの耕作条件不利農地の保全対策が必要となっている。

一方で、以前から地域農業を支えてきた農事実行組合の多くが、最近では運営困難な状況にあるため、組織のあり方などについて検討する時期にきている。

水稻等の土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

特に認定農業者などの担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農地・水保全 管理支払交付金	交付金	全域	747	—	

3 農用地等保全のための活動

本町の認定農業者は37名となっているが、併せて地域計画で今後中心となる経営体として認められる農業者も含めて、担い手を明確化し、そこに支援を行い、経営の強化等を行っていく。

また、法人の設立を検討している組織に対して支援を行い、法人化を推進していく個々の農家の耕作地が点在している状況を解消し、効率的な農業を目指していくため、国や府の事業も活用しながら認定農業者や集落営農等への土地利用集積を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

良質な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保するため、植林や適切な間伐・保育を推進する。

森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採の時期を100年近くにまで大幅に引

き上げ、大径木を育成する「伐期の長期化」や、治山事業により土砂の流出を防止するとともに、野生鳥獣の生息環境や景観に配慮した広葉樹林化・針広混交林化・複層林化などの多様な森林づくりを推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町では、地域の現状を踏まえた上で、京都府の重点推進品目を導入する構成とする。

(1) 個別経営体

番号	経営類型	経営規模	粗収益 万円	経営費 万円	農家所得 万円	生産方式	経営管理 の方法	農業従事者 の様態等
1	水稲	水稲 1,200 a 水稲(京式部) 100 a 水稲(京の輝き) 400 a	1,853	1,428	425	・農地の面積集積 ・機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ・雇用による規模拡大 ・有機肥料による土づくりの徹底 ・播種期の組み合わせによる周年出荷体制 ・防虫ネット、循環扇等の導入による病虫害の総合的防除 ・雇用による規模拡大	・農地の面積集積 ・機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ・雇用による規模拡大 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
2	水稲+作業受託	水稲 1,000 a 作業受託(3作業) 500 a	1,320	921	399			
3	水稲+イチゴ	水稲 1,000 a イチゴ 12 a	1,356	948	408			
4	水稲+露地ナス	水稲 800 a 露地ナス 20 a	1,484	1,078	406			
5	水稲+施設園芸(トマト)+露地きゅうり	水稲 400 a トマト(ハウス) 10 a 露地きゅうり 20 a	1,757	1,051	706			
6	水稲+施設園芸(きゅうり+九条ねぎ)	水稲 1,000 a きゅうり 10 a 九条ねぎ 10 a	1,397	992	405			
7	水稲+露地野菜(えび芋+とうがらし+黒大豆+果菜)	水稲 800 a えび芋 10 a とうがらし 10 a 果菜 40 a	1,615	1,051	565			
8	施設園芸(みず菜、ねぎ)+露地ナス	みず菜 30 a ねぎ 30 a 露地ナス 10 a	1,624	1,208	416			
9	施設園芸(きゅうり、九条ねぎ・ほうれんそう)	きゅうり 20 a 九条ねぎ 5 a ほうれんそう 25 a	1,403	880	523			

(2) 組織経営体

番号	経営類型	経営規模	粗収益 万円	経営費 万円	所得 万円	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者 の様態等
1	水稲+作 業受託+ 小麦+キ ャベツ+ 玉ネギ	水稲 4,000 a 作業受託(3 作業) 600 a 小麦 350 a キャベツ 140 a 玉ネギ 50 a	5,871	4,247	1,624	・作物、品種 毎の団地化 による作業効 率の向上 ・技術の平準 化による収量 の向上と品 質の均一化 ・品種の組み 合わせによる 作期幅拡大 と特色ある米 づくり	・青色申告の 実施 ・経営体の体 質強化のため、自己資本 の充実を図る	・給料制の導 入 ・社会保険等 の加入 ・農繁期にお ける臨時雇用 従事者の確 保
2	水稲+作 業受託+ 施設園芸 (トマト、 きゅうり、 とうがらし、九条 ねぎ)+黒 大豆	水稲 2,500 a 作業受託(3 作業) 1,000 a トマト(ハウス 土耕) 10 a きゅうり 30 a とうがらし 80 a 九条ねぎ(3作) 60 a 黒大豆 30 a	6,217	3,937	2,280			
3	水稲+作 業受託+ 白大豆+ 小麦+ね ぎ	水稲 2,500 a 作業受託(3 作業) 1,500 a 白大豆(機械 化栽培) 1,400 a 小麦 220 a ねぎ 80 a	14,722	12,396	2,326			

農業経営基盤の強化促進に関する基本構想（令和 5 年 9

月）

(2) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町では、米を主体とした農業経営が展開されており、農用地の利用については、認定農業者や農業法人などを中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地の一部は分散しているため、効率的な作業による担い手の経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、認定農業者や農業法人を中心に集積が進んでいるが、認定農業者自身が高齢化傾向にあり、後継者を育成することが急務となっている。

担い手が少ない地域においては、中山間直接支払制度や農地・水環境保全向上対策を活用しながら農地を守っているが、高齢化に伴い、今後どのように遊休農地化を防いでいくかが課題となっている。

2 持続可能な農業経営及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町では、町内で製造された有機質肥料「京の豆っこ」を使用し生産する「京の豆っこ米」の生産振興を核として環境にやさしい農業を推進している。現在では町内の水稲作付面積の約 2 割で生産されており、米穀専門店での販売や贈答品などの高価格帯での取り扱いも開始されるなど、町内農業の価値向上に貢献している。

他市町と同様に農業者の高齢化が進むなかでも「京の豆っこ米」を中心とした農産物の生産を行い、農業所得の向上を目指すことで、若い後継者や新規就農者が農業を続けていきやすい環境を整え、将来にわたり農地を保全し、農用地の集積にも寄与するよう農業の振興を図る。

また、与謝地区においては、与謝地域山村活性化協議会を立ち上げ、基幹産業である農業の効率化を図りながら地域全体の維持と活性化に取り組み、新規作物であるホップの栽培に取り組むなど、担い手に対して農地の集積と保全を推進するモデル地区となっている。

これをひとつのモデルとして、将来的に高齢化が進む集落同士が連携して、地域や農業を、集落をあげて守っていくことで活性化を図るものとする。

本町の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ・認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ・地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ・中間管理機構の活用による農地の面的集積の促進
- ・遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ・ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため、関係機関と農地情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、普及センター、中間管理機構、農業再生協議会等が連携し指導体制の強化を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農林業ともに高齢化や担い手不足が進んでおり、労働力の確保が急務となっている。

農林業に対する意識の啓発及び生活環境の整備・労働条件の改善を図り、後継者の育成・新規就農者の確保に努めることが必要である。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

生産された農産物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他流通業者等と協力して、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を講ずるものとする。

さらに、朝市等の直売所を通じ生産者と消費者の交流を図り、他地域との差別化（ブランド化）を一層推進することにより流通の安定向上に努める。

また、町内には集落が38あるが、中核的な担い手が不足する集落が多数あり、そういった集落では将来にわたって地域農業を維持することが困難と考えられる。

一方、認定農業者や集落営農組織等の担い手がいる集落では、農地の利用集積や京野菜などの産地づくりが進められている。

今後の地域農業の維持・発展を図るためには、中核的な担い手が不足する集落と農業生産法人等が、農地の利用集積や契約栽培を行うなどの連携に取り組むことが必要である。

売れる米づくりと併せて京野菜や大豆などの付加価値の高い農産物づくりを進めるとともに、新たな商品の開発や販路拡大を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

事業名	位置	規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
			受益地区	受益面積	受益戸数			
生産総合対策	加悦奥	肥料製造施設の改修 処理機整備 1式	全域	130	80	町	①	
生産総合対策	加悦奥	堆肥製造施設の建設 製造プラント設備 1式	全域	130	80	町	①	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

該当なし

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
計					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農村女性グループの活動の更なる発展や担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、他産業に比べて遅れている農業従事の現状等の改善に取り組むこととし、女性労働の軽減や集団活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本町では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間総労働時間（主たる従事者一人当たり2,000時間程度）の水準で、地域他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり400万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確率を目指すものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業集落排水事業は、事業計画区域の整備が完了し供用を開始したが、令和5年度（2023年度）末の水洗化率が83.8%と低いため、水洗化率の向上が課題となっている。

浄化槽は、公共下水道、農業集落排水事業の整備計画区域以外を対象としており、令和5年度（2023年度）末の浄化槽整備区域の水洗化率は36.9%で、今後の水洗化率の向上が課題となっている。

し尿処理施設（野田川衛生プラント）は、下水道への接続戸数の増加により、し尿処理量が年々減少しており、今後もその傾向は続く予測している。施設は継続して運営・処理する必要がある、施設・設備の老朽化対策や処理方法の検討が必要となっている。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

施設の種類	位置	規 模	受益の範囲		対図 番号	備考
			関係集落番号	受益戸数		

3 森林整備その他林業の振興との関連

本町は、7割以上が森林で占められており、周りを囲むように丹後天橋立大江山国定公園に指定され、地域内には自然環境と調和が図られた大内峠一字観公園、雲岩公園、滝の千年ツバキ公園、加悦双峰公園や散策路などが整備されている。国定公園の魅力を再認識し今後の活用やPR、適切な環境整備が求められる。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

別添

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 土地利用計画図 | (付図 1 号) |
| 2. 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図 2 号) |
| 3. 農用地等保全整備計画図 | (付図 3 号) |
| 4. 農業近代化施設整備計画図 | (付図 4 号) |